

## 成人した子と親との世代間関係

高橋 博子

(日本赤十字武蔵野女子短期大学)

戦後日本の家族は大きくゆれ動いてきました。高齢化社会に入った現在から未来にかけて、さらに大きく変化すると考えられるのが「老親と成人した子供との関係」です。出生率の激減、寿命の伸びという人口学的変化をはじめとして、戦後の民法改正による、直系家族制から夫婦家族制への親族観・価値観の変化が人々の意識を大きく変えています。明治時代の日本は、九割の人々が農業に携わっていた定着社会でありましたが、その後の産業化により工業化社会となり、さらに現在は第三次産業が最も優位な、サービス社会・情報化社会という流動社会に変化しています。戦後の急速な都市化と経済の高度成長は、子の世代の家族の住まいを親の居住地から遠く離れざるを得ない、勤務地の移動状況を生じさせました。親子が同じ農業に従事していた時代から、親子が全く異なる多様な職業に就労する現代では、世代間の職業階層の移動が親子関係を変化させています。さらに、高齢化・流動化という社会の変化に加えて経済構造の変化が生活圏を世界規模に広

げる国際化社会への変化を余儀なくさせています。親世代と子世代の居住関係はその距離が離れると同時に、住居移動のリズムも生活のリズムも全く異なる、将来予測の難しい世代間居住関係に変化しています。

また、昔は結婚すれば妻は家にとどまって家事育児や介護の役割を果たす事が妻の勤めとされる社会規範意識でした。しかし、いまでは既婚の女性が一七〇〇万人も就労する社会となっています。子供の数の減少と核家族化は女性のライフサイクルを変え、対家族的役割のほかに対社会的役割を持つ妻を出現させました。国の労働市場の中に既婚女性が大きく組み込まれ、経済システムの一翼を担う社会となった変化は、高齢者から見ると「いつでも全面的に家族に介護を期待出来ない」不安を呼んでいます。

さらに、政府の持家政策が現在の壮年世代に多額の住宅ローンの家計構造を普及させ、妻もその返済のために就労するマイホーム主義となり、それが核家族向けの狭い住宅設計であるが故に、老親世代を排除する居住関係の背景ともなっています。

祖父母と孫の関係に注目すると、嘗ては「幼い孫と祖父母」という親愛の情の深い関係のまま命を終わることの多かった祖父母世代が、平均寿命人生五〇年から人生八〇年へという変化により、孫との関係も幼年期から青年・壮年期の孫へと多様な広がりを見せるように変わりました。即ち戦前は孫が一〇歳位までに殆どの祖父母が亡くなっていたので、いつも可愛がってくれるおじいさん・おばあさんとして敬愛されるままの祖父母と幼い孫との関係

でありました。しかし今では中高生大学生または社会人の孫と、老老の進んだ超高齢の祖父母という関係も多く見られるようになっていきます。同じ言葉の「祖父母と孫」といっても高齢化社会ではその内容が変わっているのです。寿命の伸びはその祖父母と孫の共存期間を大幅に延長しました。もし住空間が限られた狭い住宅の場合、時として、超高齢の要介護の老親と、受験期の中学・高校生との孫との組合せなど、老親と孫とが部屋を取り合う、争いの祖父母・孫関係に発展しているケースもまま見られることもあります。教育熱心な子世代家族では、少なく生んだ我が子を高学歴にと望むことが第一の願望であり、孫世代の受験戦争が老親の居住配分を脅かしている場合など、一旦、祖父母が病気で入院すれば、治療が完了し退院許可が出ても、帰ることのできない、いわゆる「老人の社会的入院」という現象も起こる可能性を秘めています。

親族集団についても、昔は子沢山で兄弟も多くしかも平均寿命の短い、横に幅広く縦に短い家族・親族関係でしたが、現在は少産時代で横幅の狭い、しかし縦には時に百年以上の長い親子関係が重層する家族・親族関係に変化しています。高齢化社会ということは、ヤングオールドの元気な高齢者から百歳以上の超高齢者まで多様な老親に対し、対応するその子世代も、多様に複雑な親子関係の重層する社会へ変化することを意味しています。人生八〇年時代の親族関係の新しい変化を読み取り、そこに発生する問題は、決して、人生五〇年時代の親子関係の考えでは解決しない

事を実覚し、過去に捉われぬ新しい発想の親子関係への取り組みが必要となります。

老親と成人した子との居住関係も、かつて日本の老人の家族の典型と言われた「親・子・孫三代が同居する」「三世代世帯の比率が年々減少し、「老人夫婦のみの世帯」や、「老人一人暮らし」が急速に増加しています。いわゆる老年核家族化が急速に進行し、成人した子の家族とは別居している老親が多くなっているのが現状です。そのような老人世代のみの世帯では、一寸した病気になるっても、介護するのは高齢の配偶者であったり、近隣の他人であったりします。元気な間は問題はないのですが、一寸した病気で、一旦倒れると病院や施設へ入院入所となる可能性をもっています。それは、まだ地域の社会福祉のサービスが貧困であるからであり、現状では老人の住居の問題や、介護のマンパワーの問題が、ともに大きい老後不安を呼んでいると言えます。

このような様々な社会の変化が、老親世代と成人した子との世代間関係に多くの影響を与えているので、その新しい老親子関係の変化を的確に把握することが重要となります。過去の状態がどうであったか、現在の実態はどうか、そして今後これからの急速な高齢化社会にはどう変化していくであろうか、という将来予測と、その深い洞察が老人の人権を守るために急務であると考えられます。

つぎに、幾つかの高齢化社会の変化を示す社会統計を用いて新しい親子関係の実態に迫っていきたいと思います。

## 一 我が国における人口高齢化の現状と推移

社会の実態を調べる国勢調査が最初に行われたのは大正九年（一九二〇）のことでした。その社会の高齢化を示す指標として使われているのが老年人口比率（六五歳以上人口の総人口に対する割合）ですが、第一回国勢調査において、それは五・三％でした。国連人口部では「老年人口比が七％を超えた社会」を高齢化社会と定義していますが、その基準から言えば、まだ我国は、国としては若い社会であったわけです。しかも、我が国の人口構造の特徴として、その後、昭和三〇年（一九五五）までの三十五年の間、一貫して日本の老年人口比率は、五％前後を続けてきました。つまり、子供が次々生まれる高い出生率が裾広がりピラミッド型の人口構造を保って来たのです。

しかし、昭和三〇年頃から出生率の低下が始まると同時に老年人口比率は上昇を始めました。昭和四五年（一九七〇）我が国も老年人口比が七％を超え、高齢化社会の国々の仲間入りをしました。丁度大阪で万博が開かれた年でした。経済高度成長がピークに達し、全国華やいた時、日本は高齢化元年を迎えましたが、その後オイルショックにより経済は低成長に転換するとともに高齢化が進行をはじめたのです。その後の高齢化の進行は加速度を増し、昭和六〇年（一九八五）には老年人口比率が二桁台の一〇・三％になり人々の関心も高まってきました。平成二年（一九九

〇）前回の国勢調査では一二・一％となり、上昇を始めた昭和三〇年（一九五五）の五％から三五年間に七％上昇しました。以上が国勢調査が始まってからの我が国の人口構造の変化の実態です。では今後（一九九〇）からの三五年間には、どのような高齢化が予測されるでしょうか。厚生省人口問題研究所では平成四年九月推計<sup>1</sup>としてつぎのように将来を推計しています。すなわち、（二〇〇〇）年には老年人口比が一六・九％、（二〇二五）年には二五・八％に到達するとの推計です。実に、我が国ではこれからの三五年間に一四％も一気に上昇する見込と発表しました。現在、世界中で最も高齢化の進んでいる北欧の国々の老年人口比がほぼ一七％ですが、日本ではあと七、八年でそれを追い抜き、世界で一番の高齢社会になる予測です。しかも、その増加率は、要介護になりやすい七五歳以上の後期高齢者の方が大きい見通しです。

何故我が国ではそのように高齢化のスピードが急激に上昇するのでしょうか。高齢化の要因について、フランスの人口問題研究所が（一九五二年）に、高齢化を経験している国々について分析し、「人口高齢化の要因は一に出生率の低下である」という「高齢化の経験法則」を発表しています。即ち、我が国において、戦後の出生率の低下が他国に見られぬほど急速であっただけに、現在から将来に向けて、人口高齢化も他国に例を見ぬほど急速に進行するというわけです。

つぎにその我が国の出生率の低下と親子関係への影響について、

統計のデータから考察していきたいと思っています。

## 二 平均出生子供数の減少と親子関係の変化

わが国の「合計特殊出生率」（ひとりの女性が一生の間に産む子どもの数）は一九八九年に一・五七人に減少し、いわゆる「一・五七ショック」としてマスコミを騒がせました。翌一九九〇年にはさらに一・五三人に低下し、出生数も同年一二二万人と最低を示しました。もし、この子たちが結婚する時には老親子比率は親四人に子が二人となり、子世代より親世代の方が多いという世代間関係の将来が展望されます。

さて、明治生まれの母親は平均五人の子を生みました。人口問題研究所の阿藤誠先生の研究によると、七割近くの母親が四人以上の子を生んでいたことが報告されています。しかし、その子がすべて元気に育ったわけではありませんでした。九人、一〇人と多くの子を生んでも、その中には幼い間に亡くなる子も多く、乳児死亡率は高かったのです。いわゆる多産多死型出生パターンでありました。しかし、戦後結婚した昭和一桁生まれの母親は、出生子供数を平均二人に減少しました。そして生んだ子はすべて欠けずに育てる少産少死型出生パターンとなりました。少ない子を出来るかぎり高い教育を受けさせて育てあげようという教育熱心な、昭和一桁生まれ世代の親と、多くの子に食べさせるだけで精一杯であった明治生まれ世代の親との間に子にたいする関係で

大きな違いが存在しています。△多産多死型の出生パターンⅤの社会から、△少産少死型出生パターンⅤの社会へ変化することを△人口革命Ⅴと言ひ、それを経験した国が、先進国と呼ばれていますが、わが国では、明治生まれ世代と昭和一桁生まれ世代との間というたった一代の親子の間で人口革命を成し遂げました。平均子ども数が五人から二人へ世界に例を見ないほど急速に減少したことにより女の一生の在り方も、非常に変わりました。とりわけ子がすべて離家独立後、長い老後を夫婦二人向き合って暮らす者も多くなりライフサイクルの変化が老年期の新しい居住形態「夫婦のみの世帯」を多く出現させました。次にそのライフサイクルパターンの変化について人口学的データにより分析してゆきます。

## 三 明治生まれの母親と昭和一桁生まれの母親とのライフサイクルパターンの変化

戦後新しい民法下で結婚した世代から、平均子供数が二人へと減少しましたが、それに伴って、ライフサイクルパターンも大きく変化しました。昭和一桁生まれの親は子供を生み育てる期間が大変短くなり、また子がすべて離家独立したあとの老夫婦のみの期間が二〇年にも及ぶ長い老後を過ごすようになりました。

それを戦前結婚の明治生まれ多産型ライフサイクルの代表として△出生子供数五人・昭和五年（一九三〇）結婚コールドⅤを平均値によって描き、他方、戦後結婚の昭和一桁生まれ少産型の

ライフサイクルの代表として△出生子供数二人・昭和二五年（一九五〇）結婚コーホート▽を対比して描くと、ライフサイクルパターンの代代的変化が大きく現われています。即ち、子女出生期間は、一四年から三年に減少し、それに対し子育て後の「老夫婦のみの世帯」の期間は三年から一九年へ、昭和一桁生まれ世代には新しいタイプの、夫婦がしっかりと向き合う長い老後の期間が出現したのです。

現在八〇代九〇代の「明治生れの老親世代」と現在六〇代の「昭和一桁生れのヤングオールドの老親世代」とでは、老後の生き方、子世代との関係において大変異なる変化が見られました。

#### 四 老後の家族形態の変化△六〇歳以上の者のいる世帯における世帯形態割合の推移▽

総務庁が五年おきに国民全員に行なっている「国勢調査」のほかに、毎年厚生省が厚生行政のための資料を得るために二十分の一の世帯を無作為に抽出して行っている「国民生活基礎調査」があります。昭和四二年（一九六七）から厚生省は「六〇歳以上の者のいる世帯」について、その世帯構成別に世帯実数と構成割合を毎年発表しています。一九六七年当時は五五歳定年、六〇歳が老年期の始まりとする考えが多かったのです。それから二四年、そこに見られる傾向は、日本の高齢者の伝統的家族形態と考えられてきた「親と既婚子が同居する三世代世帯」の比率が一貫して

60歳以上の者のいる世帯の世帯実数の変化と世帯形態別構成割合の変化

| 年 次                |                    | 1967       | 1991       |
|--------------------|--------------------|------------|------------|
| 世帯構成               |                    |            |            |
| わが国の世帯総数           |                    | 28,144,000 | 40,506,000 |
| そのうち60歳以上の者のいる世帯数  |                    | 7,966,000  | 15,416,000 |
| 60歳以上の者のいる世帯数の総世帯比 |                    | 28.3%      | 38.1%      |
| A                  | 60歳以上の者のいる三世代世帯実数  | 4,605,000  | 5,132,000  |
|                    | 三世代世帯構成割合          | 57.8%      | 33.3%      |
| B                  | 60歳以上の者のいる夫婦のみ世帯実数 | 751,000    | 3,822,000  |
|                    | 夫婦のみ世帯構成割合         | 9.4%       | 24.8%      |
| C                  | 60歳以上の者の単独世帯実数     | 567,000    | 2,354,000  |
|                    | 単独世帯構成割合           | 7.1%       | 15.3%      |
| D                  | 60歳以上の者の未婚子と同居世帯実数 | 1,290,000  | 2,550,000  |
|                    | 未婚子と同居構成割合         | 16.0%      | 16.5%      |
| E                  | 60歳以上の者のいるその他の世帯実数 | 753,000    | 1,559,000  |
|                    | その他の世帯構成割合         | 9.5%       | 10.1%      |
| 〔B＋C〕「老人世代のみの世帯実数」 |                    | 1,318,000  | 6,176,000  |
| 〔老人世代のみの世帯構成割合〕    |                    | 16.5%      | 40.1%      |

減少していること、老人の世帯形態として、今までは逸脱と考えられていた「夫婦のみ世帯」や「単独世帯」が毎年急速に増加を続けていることです。その動向を（一九六七）年と（一九九一）年のデータを列記してその間の変化をみると次の表のように老年期の家族形態が大きく変動していることがよく分かります。

六〇歳以上の者のいる世帯総数はこの二四年間に七五〇万世帯も増え全世帯総数の二八％から三八％に上昇しました。つまり、現在は全世帯の四割近くが定年後の人々の世帯になっている変化を確認すべきでしょう。そして増加した七五〇万世帯の世帯形態別内訳は夫婦のみ世帯三一〇万、単独世帯一八〇万、未婚子のみと同居二三〇万、三世代世帯五〇万という分布です。夫婦のみ世帯・単独世帯の大きい伸びに対し三世代世帯の伸びは見られず比率では年々減少しています。

直系家族制から夫婦家族制への家族観の変化が浸透するに伴い、新婚期の既婚子と親との別居独立は新しい親子の居住関係として定着してきました。長男や、女ばかりの長女という、いわゆる跡取りさえも、先ずは結婚と同時に親の戸籍から独立し、新居を構えるのが慣習化してきました。その結果、親の世帯はすべての子が離家独立した後、いわゆるエムプティネストといわれる親夫婦のみの世帯となっていくので、老年期の夫婦のみ世帯がどんどん増加しているのが現状です。三世代世帯比率の減少と、それに代わる夫婦のみ世帯・単独世帯の急増が老年期の家族変動と捉えられます。今では、配偶者と死別した後も自立が可能な間は独り暮

らしを続けるものも多く、自発的に別居を望む高齢者も多くなっています。子ども数の減少した大正生まれ、昭和生まれの親世代が、子の結婚独立期を迎え、跡取り同志の結婚の確率も高まった現在、どちらの親とも別居する子世代の世帯が多く出現していますが、まだ新しい親族つきあいのルールは模索中というのが現状です。双方の親世代の家族と子世代の家族がそれぞれにしっかりと自立したうえで、対等に敬愛しつつ親しくつきあっていく、新しい世代間交流の創造が求められます。

## 五 高齢化社会における三世代同居と世代間介護

先の表のように老年期の家族形態は、一路、夫婦のみ世帯化・単独世帯化の方向に形態変化が進行しています。現在はそのヤングオールドの殆どが元気に自立し、『老いこそが人間としての成熟』という元気な老後を生きている人々が多く、社会問題も起きぬが故にあまりマスコミも取り上げることが少ないのですが、量的には最も激しい変化を示しているのが老夫婦のみ世帯の増加です。私が教えている世田谷区老人大学の元気老人の世帯形態も、夫婦のみ世帯三四％、一人暮らし一六％、三世代同居二一％、未婚子と同居一六％（一九九〇）という分布になっています。この老人世代のみで暮らす人たちの心配はやはり体が弱ったときの介護不安だといえます。マスコミでは現在の寝たきりや、痴呆老人の問題はよく取り上げています。しかし、数から言えばその人た

ちは、六五歳以上高齢者の四%にしか過ぎないのです。九六%の高齢者は将来の介護不安を持ちつつも、黙々と自然に老化する道を歩んでいるのです。しかし、現在は元気に自立している六〇代の多くの夫婦のみ世帯も単独世帯も二〇年経てば要介護になりやすい八〇代となるのです。その時の我が国の社会は老年人口比率が二四%（二〇一五）という高齢化のピークに達している予測が立てられています。現在の高齢者の世帯形態の動向から見ればその頃はもはや「老親と同居の三世代世帯」はマイノリティーになっているかもしれません。問題は自立出来なくなったときの介護を誰が担当するか。将来の親子関係はどれだけ機能しているか。公的福祉がどれだけ整備され、老人の人権の守られる社会になっているかと言うことです。戦後一人暮らしを生き延びてきた多くの独身の女性たちの老後も含め、将来の高齢者の親子関係の世帯動向を見極めての施策の創造が望まれます。

日本ではかつての八家ノ制度の伝統的同居志向の影響で、政治家の中には、まだ、同居三世代家族が日本型福祉社会だといったり、また、人々の意識の中にも、自分はすでに少産型老人の道を選んでいるにも拘らず、かつての多産型明治生まれ世代の老人のような子との同居志向に期待を持つものがある現状です。しかし、現実には高齢の配偶者間介護が多くなり、三世代同居世帯内でさえ老夫婦が揃っているときは、介護も世帯分離して世代間介護でなく高齢の配偶者間介護に変わっている傾向さえ見られるのです。しかるに、政府は未だに統計上同居にこだわる扱いが見られます。

八子と同居ノの比率として、まだ日本の高齢者（六五歳以上）の六割が八子と同居ノ（一九八九）という発表（国民生活基礎調査）をしています。しかし、それは八子夫婦と同居ノの三世代同居世帯の四二・二%と、八配偶者のいない子と同居ノの一七・七%を加えた数字であり、問題は八子と同居ノとして未婚子と同居の老年核家族も含めている事です。『老親と同居』という場合、世代間介護しやすい八既婚子家族との同居ノと、世代間介護には必ずしも機能するとは限らない八未婚の子との同居ノの二種類を峻別して発表すべきであると思われます。公の世帯統計こそ「同居の質の違い」の峻別により、人々の甘い同居志向意識に対し警鐘を鳴らす役割を果たすべきと考えるものです。

嘗て明治民法の時は、同居は良し、別居は悪い、と言われたことがあります。しかし、今は同居せざるを得ない人、別居せざるを得ない人、別居したい人、いろいろです。三世代同居は、要介護になったとき同居の嫁や娘から世代間介護を受けることが出来るので高齢者にとっては安心できる世帯形態です。しかし、若い子世代からは、三世代同居は幼い子の子守を希望する一時期は望まれるとしても、介護を期待される段階には決して望まれる家族形態ではありません。現在、超高齢のお年よりを看ている介護者は、六〇代七〇代の老人の介護の人たちが多いのです。嘗て八良妻・賢母・温良・貞淑・従順ノという女子教育を受け、「長男と結婚する」ということは、結婚の最初から夫の家に同居する嫁となることと覚悟して、夫の家族の家風に従い、愛も憎しみもいろ

いろんな感情の絡む中で三〇年四〇年を一緒に同居してきた介護者が多いのです。その人たちは結婚の始めから長いあいだ一緒に同居してきた過程を経て、元氣だった舅姑が寝たきりに成ったり痴呆が出たとき「わたしが看るのが人間としての務め」または、「私しか看る人はいない」と一生懸命介護している人が多いのです。平均寿命ののびが現在の三世代同居世帯の中に、まだそのような組合せを多く残しているのです。三世代同居介護を続けることは大変なエネルギーと叡智の要ることであり、良い老親子関係が成り立っている場合は、元氣なときからの長い同居過程の成果であることが多いのです。しかし、現在では、先ず、結婚の最初から、すべての子が親の世帯と別居する習慣になっています。結婚当初から親世帯と別の二つの家族文化が形成されていきます。

元氣なときは別世帯で二つの家風でも問題はあるなりに頭在化しませんが、親が要介護になったとき、弱った年寄りが、若い家族の中に入っていく事は高齢者にとって屈辱の生活を覚悟しなければなりません。今までの自分の家のやり方を捨てて子世帯の文化に同化しなければなりません。時には同じ屋根の下での孤独な同居になることさえあります。新婚時の若い嫁でも他家に入る事は大変なのに、年老いてから嫁や婿の支配の下に入ることは誠にストレスfulなことなのです。若い世代のお荷物にならず、命の灯火の消えるまで、出来るかぎり誇り高く「自立して生きたい」と望む高齢者が多くなっています。子に甘えることなく、また、親に甘えることなく、お互いに相手の意志決定を尊重する、対等な核

家族同志のつきあい、それが高齢化社会の親子関係であると思います。そして、すべての子の家族が親世帯と頻繁に行き来する、夫方妻方双方に開けたつきあいネットワークが活発に機能する親族交流が創造されるべきでしょう。

アメリカでは老人クラブのことをシニアシチズンセンターといいますが、人生の先輩市民として高齢者との世代間関係を地域に作ろうとしています。また、夫婦家族制での老親子関係は、すべての子と別居していますが、近くに住み、別居していても緊密に訪問しあって、情緒的接触は大変頻繁です。

ウィーン大学のローゼンマイヤー教授は「都市における老人家族の理想型は一定の距離を保った親密さである」として“intimacy at a distance”というウィーン調査の知見を発表しています。近くに別居して老親子が頻繁に行き来をして情緒交流の温かい世代間関係を育てていくこと、それは、これからの日本に最も必要なことと考えられます。

稲子宣子先生の御研究によれば、ソ連では「親を扶養する義務」と一緒に「親を配慮する義務」が決められているそうです。

義務でなく自発的に子世代が常に親世代の健全な老化過程を見守る、同居別居に拘らず、親を配慮することは大切と考えられます。△家▽制度時代、我が国では、同居のために、まずは嫁の同化を図り、三世代の統合のために、他の別居子とは疎遠につきあう一つの生活の知恵がありました。一旦家を出た子は、明治生まれの親のことは跡取り夫婦に任せて、遠くに出ていくことが多かつ

たのです。しかし、夫婦家族制になり、長男家族も親と別居するようになりました。でもまだ、親族接触の新しい慣習が出来上がっていません。△同居の緊密、別居の疎遠▽という嘗てのつきあいパターンの後半だけがまだ残り△すべての子と別居、すべての子と疎遠▽になる乗老という結果さえ生まれています。しかし、これからの高齢化社会では、すべての既婚子と別居しつつも緊密につきあっていく新しい異居近親関係が重要となります。この元氣な自立の老年期の世代間関係の情緒交流の密度が、同居、別居に拘らず、誇りたかく、家族親族の情愛に包まれた介護・看取りに関連してくることを銘記すべきでしょう。